



10月15日
から

保谷駅北口周辺を「ポイ捨て・路上喫煙防止地区」に指定！

路上喫煙は、第三者に煙による不快感を与えるだけでなく、やけどを負わせる危険もあります。また、たばこの吸殻などのポイ捨てはまちの美観を損ねます。

このため市では、「まちの美化と安全を推進する事業」を行うため、平成19年7月から議論を進めてきました。

この結果を踏まえ、平成20年3月1日から田無駅周辺をポイ捨て・路上喫煙防止地区に指定し、キャンペーンを続けてきました。

市民会議では、さらにこの事業を進めるために、保谷駅周辺を指定する方向で準備を進めてきましたが、南口の再開発の進捗状況を考慮して、10月15日から保谷駅北口周辺を先行して「ポイ捨て・路上喫煙防止地区」に指定することになりました。

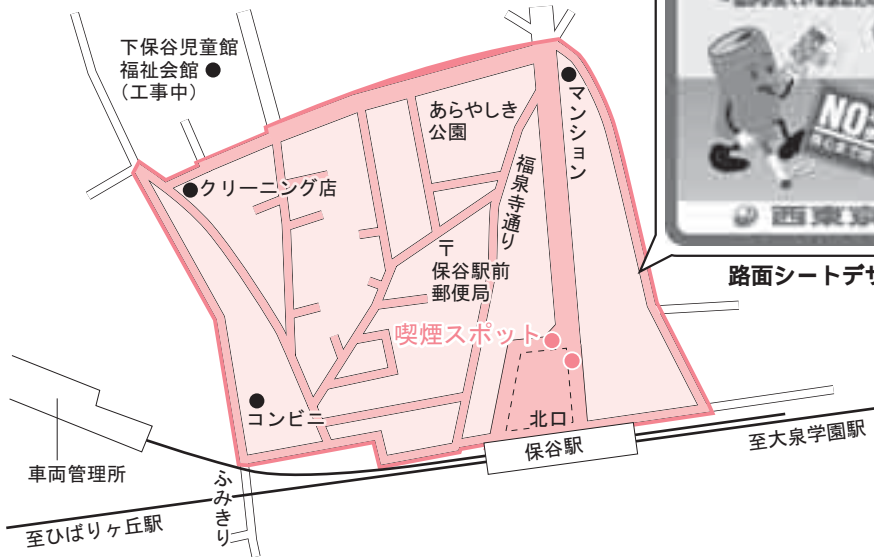
地区内には、田無駅周辺の防止地区と同様に「喫煙スポット」を設置します（図を参照）。

市としては、2か所目の防止地区の指定となりますが、今後も効果を見ながら、拡大していきたいと考えています。

防止地区内に限らず、ポイ捨てや路上喫煙はやめるよう、ご協力をお願いします（未成年の喫煙は禁じられています）。

環境保全課（☎438 - 4042）

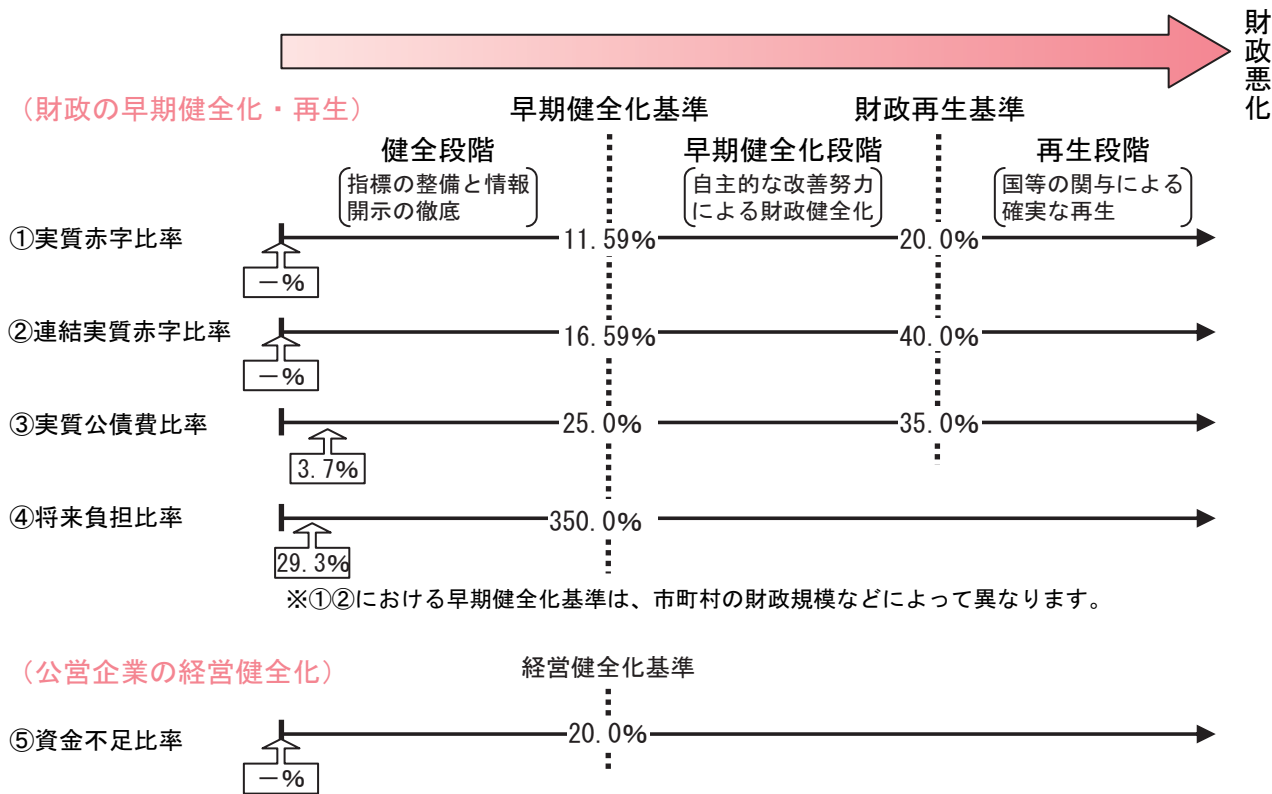
【保谷駅北口 ポイ捨て・路上喫煙防止地区】



路面シートデザイン

平成20年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率を公表

【健全化判断比率・資金不足比率】



実質赤字比率

一般会計等（ 1 ）において、歳入から歳出や翌年度に繰り越す財源などを差し引いた額が赤字である場合、その赤字額（実質赤字）の標準財政規模（ 2 ）に対する割合です。

連結実質赤字比率

特別会計を含めたすべての会計を対象とした実質赤字（または資金不足額）の標準財政規模に対する割合です。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金など（借入金返済のための元金と利子や、一部事務組合への負担金のうち組合の借入金返済に充てたと認められるもの^{など}）の、標準財政規模を基本とした額に対する割合です。

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（借入金の残高、一部事務組合などの借入金返済に充てる負担等見込額、職員退職手当支給予定額^{など}）の、標準財政規模を基本とした額に対する割合です。

資金不足比率

公営企業会計において、資金不足額がある場合、その不足額の公営企業の事業規模に対する割合です。

1 一般会計等

地方公共団体の会計のうち、地方税や交付税などを主な財源とする会計など（地方公営事業会計以外の会計^{など}）で、本市の場合は、一般会計、受託水道事業特別会計、中小企業従業員退職金等共済事業特別会計および保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業特別会計が該当します。

2 標準財政規模

地方公共団体が、標準的な状態にあるときに通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すものです（臨時財政対策債の発行可能額を含みます）。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、いわゆる「財政健全化法」は、1年間の収支や将来負担に関する財政指標（ ～ の健全化判断比率・ の資金不足比率）を議会に報告し、市民の皆さんに公表することを義務づけています。これらの比率が国の定める「早期健全化基準」・「経営健全化基準」を超える場合は、財政健全化計画や経営健全化計画を策定する義務を負うなど、財政の健全化に向けた取り組みを行うことになります。

平成20年度決算における本市の健全化判断比率および資金不足比率は、すべての指標において、各基準の範囲内となりました。

市では、引き続き行財政改革を推進し、財政構造の弾力性・健全性をより一層高め、市民サービスの維持・向上を図っていきます。

財政課 ☎（☎460 - 9802）

□健全化判断比率

（単位：％）

健全化判断比率		早期健全化基準
実質赤字比率	- （実質黒字比率3.24）	11.59
連結実質赤字比率	- （連結実質黒字比率5.29）	16.59
実質公債費比率	3.7	25.0
将来負担比率	29.3	350.0

注：実質赤字額または連結実質赤字額がない場合および実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は、「-」と表示しています。

注：（ ）内には、実質収支または連結実質収支が黒字である場合の実質黒字比率または連結実質黒字比率を表示しています。

□資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	- （資金剰余比率0.0）	20.0

注：資金不足額がない場合は、「-」と表示しています。

注：（ ）内には、資金剰余額がある場合の資金剰余比率を表示しています。